

有事法制の廃止と有事関連法案の撤回に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成16年 3 月 26 日

提 出 者

7 番 梶 雅 子

16 番 大 野 まさき

有事法制の廃止と有事関連法案の撤回に関する意見書

政府は3月9日、有事関連7法案及び3条約案を国会に提出しました。

今回の有事関連法案は、昨年成立した武力攻撃事態法を初めとする有事法制に即して、米軍支援の内容を具体化することを目的としたものです。それは、この法体系が、「日本が攻められた時の備え」ではなく、「米軍の戦争を支援する仕組み」であることを具体的に示しています。

1999年に制定された周辺事態法は、「日本が攻撃を受ける」ということはまったく関係ない事態であっても、アメリカが軍事行動を起こしたときに、自衛隊が「後方地域支援」をすることを定めたものでした。ところが政府は、昨年までの有事法制の審議のなかで、この「周辺事態」と有事法制が発動される事態が「併存」する、重なり合う場合があるとしてきました。つまり、アメリカの軍事介入によって発生した事態を、あたかも「日本に対する武力攻撃事態=日本有事」であるかのようにみなして、米軍を支援することを認めていました。

今回の有事関連法案によれば、相手国が予備役の兵士を招集したり、陣地を構築する段階（いわゆる「武力攻撃予測事態」）だというだけで、米軍への弾薬提供、空港や港湾の排他的使用を初め、米軍に対する無制限な支援が開始されることになります。

これによって、アメリカと日本の軍事共同作戦はとめどもないものとなります。アメリカが軍事出動すれば、相手国が武力行使していないのに、周辺事態法に基づいて、自衛隊が後方支援を始めることになります。アメリカが武力攻撃に踏み切る段階で、政府は、「武力攻撃予測事態」になったと宣言し、日本の空と海をアメリカの戦闘機や艦船に特権的に使わせ、戦闘地域に出向いて、相手国を爆撃するための弾薬なども提供することになります。これに相手国が反撃してくれば、今度は「自衛隊=わが国」が攻撃されたなどとして、日本自身が公然と武力攻撃に参加することになります。これが「周辺事態」と有事法制が発動される事態の「併存」のシナリオです。

こうした米軍の戦争支援を具体化するために、今回の有事関連法案が、憲法の平和的・民主的条項を幾重にも踏み破り、地方自治体・公共施設を「軍事優先」で動員し、「国民保護」の名のもとに、国民を罰則付きで戦争に強制動員しようとするものになっていることは、世界・アジアと日本の平和を願い、住民の暮らしと安全を守り、地方自治の拡充に責任を負う我々にとっては、許すことのできないものです。

よって武蔵野市議会は、政府と国会に対して、有事法制の廃止と有事関連法案の撤回を求めるとともに、憲法第9条を持つ国として、自ら世界の平和に挑戦するようなことはやめ、諸国民との対話を通じて、世界平和の構築に努力することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年 3 月 日

武蔵野市議会議長 田 中 節 男

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
防衛庁長官

あて